

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第16号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>特別休暇及び病気休暇について、次に掲げる所要の改正を行うため、本件を上程するものである。</p> <p>(1) 地方公務員等共済組合法の一部改正により、会計年度任用職員が新たに共済組合への加入対象となったことを踏まえ、会計年度任用職員の特別休暇について見直しを行うもの</p> <p>(2) 病気休暇の取得日数の算定方法について見直しを行うもの</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月31日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>(1) 1週間の勤務日数が3日以上で会計年度任用職員を人間ドックの受診に係る特別休暇の取得対象者とするもの</p> <p>(2) 週休日及び休日（以下「週休日等」という。）のうち病気休暇を取得したものとみなす日（以下「みなし取得日」という。）について次のとおり改めるもの</p> <p>ア 病気休暇に係る療養に必要な期間内にある週休日等から病気休暇として取得した期間内にある週休日等に改めることとするもの</p> <p>イ 病気休暇として取得した期間の末日と、その日後の休職の期間の初日との間に勤務をした日がない場合に限り、その間にある週休日等をみなし取得日に含むこととするもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>
備 考	

議決後必要となる取組	<p>この案件は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</li><li><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li><li><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）</li></ul>
------------	--

報告第16号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

次のとおり、堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に教育長において臨時に代理したので、報告する。

令和5年4月24日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井 明彦

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する  
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項第2号中「に係る療養に必要な」を「として取得した」に、「又は」を「及び」に改め、同項第4号中「その後の病気休暇として取得しようとする」を「その日後の次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 再び病気休暇として取得しようとする期間

イ 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間

第13条第1項第1号中「、第19号」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(病気休暇)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第10条第3項及び第4項に規定する連続した90日の算定については、次に掲げる日は、1日を単位とする病気休暇を取得した日とみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病気休暇に係る療養に必要な期間内にある<u>週休日又は休日</u></p> <p>(3) 次項の規定により通算された病気休暇を取得した日</p> <p>(4) 病気休暇として取得した期間の末日と、<u>その後の病気休暇として取得しようとする期間の初日との間</u>（以下この号において「復帰期間」という。）にある週休日及び休日（復帰期間に勤務をした日がない場合に限る。）</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第13条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、当該各号に定める特別休暇を受けることができない。</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第10条第3項及び第4項に規定する連続した90日の算定については、次に掲げる日は、1日を単位とする病気休暇を取得した日とみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病気休暇として取得した期間内にある<u>週休日及び休日</u></p> <p>(3) 次項の規定により通算された病気休暇を取得した日</p> <p>(4) 病気休暇として取得した期間の末日と、<u>その日後の次に掲げる期間の初日との間</u>（以下この号において「復帰期間」という。）にある週休日及び休日（復帰期間に勤務をした日がない場合に限る。）</p> <p><u>ア 再び病気休暇として取得しようとする期間</u></p> <p><u>イ 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間</u></p> <p>5～7 (略)</p> <p>第13条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、当該各号に定める特別休暇を受けることができない。</p>

(1) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者 前条第1項第8号、第16号、第19号及び第22号に規定する特別休暇

(2) (略)

2～7 (略)

(1) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者 前条第1項第8号、第16号及び第22号に規定する特別休暇

(2) (略)

2～7 (略)

# 病気休暇取得日数の算定方法の変更について

病気休暇の取得日数の算定方法について以下のとおり変更する。(病気休暇は取得日数90日以内で有給、90日超で無給となる。)

**【現行】** 病気休暇に係る療養に必要な期間内にある週休日及び休日は病気休暇を取得した日とみなして取得日数にカウントする。

**例：** 診断書記載された療養必要期間が3月11日(土)～3月21日(火)の場合

3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火・祝
勤務	週休日	週休日	病気休暇	病気休暇	病気休暇	病気休暇	病気休暇	週休日	週休日	病気休暇	休日
病気休暇取得日数	対象(みなし)1日目	対象(みなし)2日目	対象3日目	対象4日目	対象5日目	対象6日目	対象7日目	対象(みなし)8日目	対象(みなし)9日目	対象10日目	対象(みなし)11日目

← 病気休暇に係る療養に必要な期間 →

**病気休暇取得日数 11日**

**【改正後】** 病気休暇として取得した期間内にある週休日及び休日は病気休暇を取得した日とみなして取得日数にカウントする。

||

**病気休暇に係る療養に必要な期間であっても始期と終期の週休日及び休日は病気休暇を取得した日とみなさず取得日数にカウントしない。**

**例：** 診断書記載された療養必要期間が3月11日(土)～3月21日(火)の場合

3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火・祝
勤務	週休日	週休日	病気休暇	病気休暇	病気休暇	病気休暇	病気休暇	週休日	週休日	病気休暇	休日
病気休暇取得日数	対象外 ×	対象外 ×	対象1日目	対象2日目	対象3日目	対象4日目	対象5日目	対象(みなし)6日目	対象(みなし)7日目	対象8日目	対象外 ×

← 病気休暇に係る療養に必要な期間 →

← 病気休暇として取得した期間 →

**病気休暇取得日数 8日**

病気休暇を取得した日とみなさない

**【例外パターン】**  
 病気休暇期間満了後に勤務日を挟まずに休職となる場合は、病気休暇として取得した期間の末日と休職期間の初日との間にある週休日及び休日を病気休暇を取得した日とみなす。

3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日
土	日	月	火・祝	水
週休日	週休日	病気休暇	休日	休職
← 病気休暇として取得した期間 →				← 休職期間 →
対象(みなし)87日目	対象(みなし)88日目	対象89日目	対象(みなし)90日目	